



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	P T A 論の課題
Author(s)	遠藤, 知恵子
Citation	社会教育研究, 4, 67-73
Issue Date	1982-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28428
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_P67-73.pdf



P T A 論 の 課 題

遠 藤 知 恵 子

は じ め に

終戦直後、P T A 導入当初における P T A は、「父母と先生の会—教育民主化の手引き—」や「第一次参考規約」（いずれも昭・23年文部省より）にも明らかなように、子どもの教育環境改善のため父母・教師が対等の立場で協力する場であると同時に、会員自身民主主義を身につけ、「社会改良運動への第一歩」となるべき社会教育の場であると考えられていた。しかしその展開過程は、必ずしも当初の理想実現の方向へは向わず、財政後援会的 P T A、教養中心の P T A へと方向を変え、現在なお、活動の無内容、団体の非民主性などが支配的である。この展開過程を条件づけてきたこととして、導入時の経過や当時の財政状況、あるいは経済の展開に伴う教育政策や生活そのものの急激な変化などがあげられているが、ここでは、P T A の本質とその方向性、克服すべき問題を明確にしてゆくため、さし当って、これまで出された著書・文献の検討を通し、今後の P T A 論の課題をさぐってみたい。

1 P T A 論 の 流 れ

P T A に関する著書は非常に多く、雑誌掲載のものまで含むとかなりの数にのぼる。昭和23・24年にかけては、文部省の「P T A 読本」をはじめ、P T A に関する啓蒙書が最も盛んに発行され、それ以後も折につけて話題となり、著書の数も多い。東京都の小尾通達（'67、3）と前後して、昭和39～41年頃、財政後援会的色彩の濃厚であった P T A に対する批判や、それを克服した実践報告が多く出されており、その中で P T A 活動自体、次第に後援会的なものから研修会中心へと変わってゆく。校外生活指導、ないし P T A と地域との関連をテーマとしたものは、やはり昭和39年頃よりみられるが、地域社会の変ぼうと教育環境の破壊が進行する中で次第に多くなる。また、住民運動の高まりとともに、P T A 民主化の動きも高まり、時代の要請する P T A の新しい在り方の模索がはじめられる。これまでそのすべてに目を通したわけではないので、差し当り読んだ範囲からみているのではあるが、P T A 論の流れの中には、教育権を中軸にすえて理論を展開している一つの流れがあると思われる。即ち宮原誠一氏をはじめ、室俊司・平湯一仁・杉村房彦・宮坂広作・藤田恭平等、各氏の P T A 論がそうである。ここでは先ず、上記の理論の検討を通し、P T A における教育権の講造を整理し、さらに、P T A の担い手である会員像を浮き彫りにすることによって、今後深めるべき課題を明らかにしてゆきたい。

2 P T Aの権利構造

P T Aにおける権利構造は、二つの側面、即ち学校教育の観点と社会教育的観点から見た権利構造との二つの側面を持つ。

1) 先ず第一の学校教育の観点から整理すると、この権利は、三つの関係として捉えられる。第一は、子どもの教育を受ける権利と父母・教師の教育権との関係、第二には教師と父母の教育権の関係第三にはP T Aと外部、即ち自治体や教育行政との関係である。P T Aの場で特に問題が生じるのは特に二と三の場面においてである。これらの権利関係がかなり具体的に展開されているものに、兼子仁「教育権の理論」(第一篇1~3章)がある。そこでは、P T Aを「教育権者としての親と教師が協同する場」であり「子どもの人間的発達に役立つ教育の在り方を考えてゆく教育団体」であると定義している。即ち、国民の教育権を、「子どもの教育を受ける権利」を中軸に、その権利を保障すべき父母の教育権、教師の教育権の関係、およびそれらと教育行政との権利関係としてとらえている。親は、子どもの教育についての第一次的な権利をもつ「包括的責任者」(「自然的・文化的教育権者」)であるが、教師は、子どもの人間的発達を保障する「専門的教育権者」であり、教育的専門事項の範囲内においては、あくまで教師に決定権があるとする。親の教育要求が有意味に出されるためには、意見の統一、即ち集団化のプロセスが重要であり、教師が責任ある教育専門的回答をするためには、同僚集団との討議を必要とする。その意味において、P T Aは要求統一の場として重要であるとしている。この双方の権利は、同時に、自治体や国に対し、権利保障のための条件整備を要求する権利、教育行政や学校管理者から、教師の「教育の自由」を保障する権利でもある。ここにとりあげたP T A論の流れでは、第三の点に関しては、ほぼ共通した認識があると思われるが、第二の点については人により、時期により、少しずつニュアンスが異なっている。宮原氏は、「公立学校に対する発言権は教師にあるのではなく父母にある(’51「日本のP T A」)」としているが、他方、父母会員が学校の教育のやり方に干渉することをいませしている(同)。同氏の67年の「P T A入門」では、資本の立場からの力が公教育を支配し、教育内容が複雑さを増す程、親権としての教育権が形骸化せざるを得ないことが指摘され、70年代以降になると、P T Aは「利己的要求を実現するところ」(’73藤田恭平「P T A-新しい活動」)「親、国民には、教師を評価し、教育要求を提起し、教師に努力してもらおう権利がある」(’79宮坂広作「P T Aの再建」)さらに「親は学校に口出しする義務がある」「親の教育権の真ずいはい『教育創造権』である」(’81杉村房彦「わが子のためのP T A」)という言葉にみられるように、親の教育権が前面に打ち出されてくる。財政後援会的性格が強く、ボス支配が問題とされた時代から、学校教育における管理統制の強化や、学校教育の機能の低下、深刻な教育の荒廃状況の認識から教育の全体構造を見直そうとする動きのある今日への推移を反映しているものと思われる。教師の「専門的」教育権として、教師集団による教育課程自主編成権があげられているが、事実上これらの権利保障が極めて不十分である今日、教師集団の民主化とそれに基づく実践には

大きな困難が伴うとともに、父母側の「専門性」にかかわる理解に混乱もあり、親の教育要求との統一も困難である。各地でしばしば見られるいわゆる「教育正常化」運動は、その現象の一つであろう。また、親と教師の間では、外的事項（施設・設備など）に関する事は話題とされやすいし、意見の一致をみやすいが、内的事項（教育内容・実践）に関しては口に出すべきでないという風潮も一方では根強い。公教育は、歴史上、教育の共同化として組織されてきたものであり、それ故、社会的合意としての具体的な教育目標が存在する。教育内容はその基本的目標の具体化であり、子どもの発達段階・認識過程に基づいて、科学的に編成されるべきものである。しかし、基本的目標も、歴史的推移とともに変化し、階級的利害がからみ、その対抗関係の中で形成されてくる。基本的人権としての「教育を受ける権利」を軸に、教師の「専門性」の内実、即ち、教育労働のより緻密な構造の分析と、基本的目標の形成過程、国民の日常的教育要求の把握と、それらの公教育との関わり方、などの解明が必要であると思われる。

2) 次に、社会教育の観点よりPTAの権利構造を整理すると、ここでも二つの側面から考えられる。第一は子どもの学校外教育の保障のいみでの権利であり、第二は、会員自身の学習権、即ち成人も発達可能態であり、民主主義には学習が不可欠であるといういみでの学習権である。第二の側面に、PTAで先ず問題とされる点は、「PTAは学習団体である」として、親自身の教養のための活動に片寄っている実態への批判（昭和54年日本PTA協議会による実態調査では、70%をこえている）、実践的活動や政治に関わる活動を規制し、避ける傾向への批判である。宮原氏の場合、親自身の教養を高めるための活動や親睦・レクリエーション活動をも含む社会教育の場として広く捉えられている（51「日本のPTA」）。宮坂氏は、PTA本来の目的は、子どもの学習権保障であり、学習はその方法であって目標それ自体ではないと述べ、PTAを「学習団体」・「社会教育（関係）団体」と規定することで実践活動を否定し、学習のみに目的を矮小化すること、行政の下請的關係にたつことの危険を指摘している。ただ問題解決には学習が不可欠であり、会員が、その学習を通して、権利行使の主体として自覚と力量をそなえてゆくことが必要であるという意味では学習団体であるとする。このことはまた、政治的中立を理由に、狭い意味の「学習」に閉じ込めようとする動きの問題とも関わっている。教育に関わる問題解決の活動は、行政に関わることも多いが、「政治的片寄り」はいみしない。社会教育は、あくまで学習者の主体的学習を保障することが前提であり、子どもの学習権保障を本務とするPTAの場合も当然そうあらねばならない。これらのPTA解釈は、導入当初のPTA＝社会教育の理解と異ってきているが、PTAが、会員にとって数少ない社会教育の場の一つであった当時と、社会教育の機会が多様化している今日との時代的な違いによるもので、PTAの本来的な発展を妨げている今日の傾向に対する批判を反映しているものと思われる。第一の側面、子どもの校外での教育保障のいみでの社会教育とPTAとの関わりについて。現在、教育の荒廃状況に対するPTAの対応として、地域の教育力を回復しようと様々な活動が展開されている。危険場所の点検や非行防止

のパトロール、公園などの教育環境改善、あるいは行政側からの委託事業として、子ども会育成活動や学校図書解放などもみられる。仕事を持つ親の多い今日、仕事を持たない母親のボランティアに依存している部分も大きい。宮原氏によると、これらの活動は、PTAの重要な役割の一つとして挙げられており、杉村氏も、「活動や配慮の日常性については、PTAにまさるものはない」（「わが子のためのPTA」）として、PTAの活動の中に積極的に位置づけている。しかし他方では、活動の意義は認めつつ、校外生活を困難にしている問題の原因追求、即ち学習活動（宮坂）の必要性、行政施策に求めるべき点を明確にすべきこと（宮原）、子どもの場合であっても、社会教育は自発性を重んずべきで、その要求を充足しうよう条件整備を行うこと（宮坂）がPTAの任務であることなどが指摘されている。また、学校教育の側からも、日教組より出された時短方針とともに、部活動を社会教育へ位置づけようとする動きも出ている。子どもの学校外教育の保障は、学校教育は学校にまかせ、地域のことはPTAが行うという安易な責任分担論を語る前に、「遊び」や子ども会組織、部活動が、子どもの発達過程・認識過程に持つ意味を明確にすることにより、学校教育の改善や教育行政の在り方も含めて真の発達を保障する形態が検討されねばならない。

3 PTA会員像（＝学習主体）

1) PTAは、現在実際には、ほとんど自動加入制をとっており、あらゆる階層、あらゆる思想・信条の会員を含むことが大前提となっている。宮原氏は、その中でも活動の中心となるのは、最も子どもと近い存在である母親になるべきであると主張する。しかも、自動加入ではなく、自覚した親による有志団体を主張する。69年、室俊司氏により綱羅組織の二面性が指摘されるが（「PTA団体論」）、70年代、宮坂、藤田、関根の各氏により全員加入の意義が主張されるようになり、むしろ母親の就業率の高まりに伴い、仕事を持つ親の参加が課題とされてくる。以上の文献や多くの実践報告より明らかになってくる担い手としての会員像は、先ず問題を感じる教師であり親である。彼等が中心となり学習サークルが組織され、運動が展開されている例が多いが、彼らはPTAや外部の学習活動に参加し、あるいは、住民運動に参加することによって教育に関わる問題を自覚し、系統的学習を積み重ねることによって民主主義を身につけている。教師会員に関しては、教員組合加入の有無と教育問題やPTAに関する意識との関わりを分析したものがある（'69、杉村房彦「教師のPTA観と「父母連携」観」）。個人的取り組みが一層の成果と広がりを持つための教師集団の重要性はしばしば指摘されるところであり、その裏づけとしても貴重な分析であると思う。また宮坂氏は「PTAの再建」の中で、教師を次の4つのタイプに分けている。①シゴキ型（受験教育に熱心な型）②チャランボラン型③教育運動家型（運動を通し問題解決をはかろうとする）④教育実践型（教育実践を媒介として教育問題にとり組む）で、特に④を積極的に評価している。受験競争に歪められ、親と教師の断絶の状態が支配的な現実の中であって、これらのタイプが形成されてくる背景は何である

うか。教師自身の個人差（出身階層）教師の所属する教師集団の性格や専門教科の違い、教員養成時代のPTAに関する学習の有無など、種々の要因がからんでいると思われる。PTAが子どもの発達を保障しようという一点で結ばれている団体であるとはいえ、PTAが持つ意義は、そのPTAの背景となっている地域により、それぞれ異っていると思われる。過密問題に悩む大都市、新しい街づくりをはじめの大団地、そして過疎化の進行する地域等では、かかえている教育問題もおのずから異ってくるし、またそこに住む住民の性格（階級・階層・居住年数他）の違いや、父母・教師のそれぞれの立場のかかえる問題や教育要求も異り、取りあげるべき課題も異ってくるはずである。これまでのPTA論では、PTAを支える主体の把握が、父・母・仕事の有無といった大きな枠で捉えるにとどまっている。PTAの課題を明確にし、発展方向とその可能性を見出すには、更に細かな主体の実証分析が必要であると思われる。

2) 卒業論文「札幌におけるPTAの現状と課題 — 事例分析を中心に — 」では、特徴的PTA（いわゆる「教育参加型」PTAと、非行問題にとり組むPTA）をとりあげ、会員レベルにおいた分析により、組織・活動を規定している条件や、その構造を明らかにし、その発展過程を明らかにしようと試みた。そこで明らかになった会員像（母親会員中心に）と、意識や参加の実態との関わりをあげると、例えば

①参加の実態。仕事を持つ会員は、最底参観や懇談には出席しても、他の活動への参加が少なく、母子・父子家庭では、参観・懇談さえ出席が困難である。また、高学年より低学年の親の方が積極的であり、中学になると参加率が低く、広報活動の希望が高い。むしろ問題をかかえていることの多い母子・父子家庭、共働き家庭の会員が出席しう工夫、子どもの発達段階にあわせた活動の工夫が必要であると考えられる。

②PTAに関する意識。委員を経験したことのある会員は、一般的に積極的意見を持っている。またPTAの必要性については、母・父・教師とも必要性を感じるものが非常に多いが、必要とする理由については、三者の意識にずれがある。父母の意見を学校に反映させるためとする意見では、母に3～4割以上あるのに父親は1割以下、教師は全くない。それに反し、親自身の教養を高めるためとするものは逆の関係になっており、PTA理解では、教師、父親に、より問題があると思われる。教育権意識は、年齢が若いほど強く、また持家住民よりアパート居住者に高い傾向がある。会員の階層や家族構成などによってもいくらか意識の違いは現われて来ているが、調査表の限界から、たち入った分析はできなかった。地域問題のほり下げとともに、会員を階級階層や所属する社会組織などをも含めた生活全体からとらえ、PTA活動や意識、教育要求などとの関りを分析してゆく必要があると思われる。

4 P T A論の課題

学校教育の機能が低下し、地域社会の崩壊、家族構成の変化により、ますます教育力が失われつつある今日、子どもの教育環境を創出するための問題は山積しており、学校教育と社会教育の接点にあるP T Aが、教育創造に関わる団体として果す役割が問われている。教育問題は、それ独自で存在するのではなく、広く地域（あるいは社会国家）の問題として捉える必要がある。生活の場、労働の場である地域は、また、それぞれ文化的、歴史的背景をもち、独自の問題をかかえている。それ故、基本的人権としての生存権、労働権、学習権を視点として地域を把握し、自からの地域の教育創造に住民として主体的に関わる力量を身につけてゆくことが必要とされている。P T Aが、この教育創造活動において占める位置と、そこで果しうる役割を明らかにするため、次の諸点が課題となるであろう。

①学習課題の追求。地域の問題の把握と克服のための主体形成の過程を、個々の問題に関わる具体的な活動、それを規定している諸要因を分析することを通して明らかにし、そこにおける学習課題を追求してゆくこと。

②学習要求把握のための学習主体の分析。社会教育は、あくまで学習者の主体的活動であり、学習主体の階級・階層・生活構造との関わりで、その要求を把握し、学習課題と統一してゆく道を求めてゆく必要がある。

③地域教育計画にかかわる住民諸組織の中に、P T Aを位置づけ、その本質と発展方向を見定めてゆく。そのためには、先ず学校教育問題に関わり、公教育の目的形成過程における対抗関係の把握と教育労働の検討が必要であろう。そのうえで、子どもの発達保障、住民の学習権保障を中軸とした、教育創造に関わる組織の全体構造が見直されてゆかねばならない。

参 考 文 献

- 宮原誠一 「日本のP T A」1951（宮原誠一教育論集4）
「P T A入門」1967（「」）
三井為友 「日本P T Aの出發」（『日本P T Aの理論』東洋館出版、1969）
室 俊司 「P T A団体論」（「」）
西村文夫 「P T Aにおける教師論」（「」）
杉村房彦 「教師のP T A観と『父母の連携』観」（「」）
兼子 仁 「教育権の理論」（勁草書房）
平湯一仁 「現代P T A入門」（新評論1973）
関根庄一 「P T A」（新日本新書 1974）
宮坂広作 「P T A改革論」（明治図書 1974）
「」 「P T Aの再建」（明治図書 1979）

藤田恭平 「PTA—新しい活動」 (あすなる書房 1979)

〃 「実践—未来をめざすPTA」 (新評論 1982)

杉村房彦 「わが子のためのPTA」 (新評論 1981)

海老原治善 「地域教育計画論」 (勁草書房 1981)